

第1回会議における意見に対する対応について

第1回会議意見	対応案																								
<p>[10 個人情報保護法の遵守] 個人情報保護法に関する規定を入れる位置を変更してはどうか。</p>	<p>◎「はじめに」に記載することとし、削除する。</p>																								
<p>なぜ、市町村ではなく、県がガイドラインを策定するのか。また、ガイドラインよりも条例で規制すべきではないか。</p>	<p>県としては、ガイドラインを策定することが最も適切であると考えている。</p> <p>【理由】 県と市町村の事務については、地方自治法において、次のように規定されている。 〔地方公共団体の法人格及び事務〕 第二条 地方公共団体は、法人とする。 ② 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。 ③ 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。 ④ 略 ⑤ 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。 ⑥ 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当っては、相互に競合しないようにしなければならない。</p> <p>安全なまちづくりを推進するために防犯カメラ（以下「カメラ」とします。）を設置したり、設置されているカメラの適正な利用を図ったりする事務は、最も地域と住民に近い市町村が行うべき事務であると考えている。</p> <p>〈県内の状況〉 ○金融機関や小売店、駅など民間施設でカメラの設置が進み、市町村でも駐輪場などへの設置が行われている。 ○ガイドライン（市町村が設置するカメラ以外のカメラに対して一定の考え方を示したもの）を策定している団体は3団体のみ（名古屋市、一宮市、瀬戸市） ○豊田市では、現在、条例制定作業が進行中</p> <p>〈問題点〉 ○市町村において、一定のルール（条例やガイドライン）の策定が期待されるが、策定するかどうかを判断するのは市町村であり、県内全体で策定されるまでには時間がかかる。 ○県としてはカメラの普及促進を図るにあたって、適正な設置・運用が行われるよう、速やかに環境整備を行う必要がある。</p> <p>県として何らかのルールを示す必要</p> <p>条例（参考資料1参照）とするかガイドラインとするか</p> <table border="1" data-bbox="578 1354 2463 1879"> <thead> <tr> <th>規定事項</th> <th>ガイドライン</th> <th>条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理責任者の設置、カメラの表示、秘密の保持、設置利用基準の作成等への取組</td> <td>義務でない</td> <td>義務付け (違反に対する罰則なし)</td> </tr> <tr> <td>公共の場所へのカメラの設置する場合の、設置利用基準の届出義務</td> <td>なし</td> <td>あり (違反に対する罰則なし)</td> </tr> <tr> <td>首長にカメラの設置状況等に関する報告を求める権限</td> <td>なし</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>義務違反等に対して是正措置の勧告を行う権限</td> <td>なし</td> <td>あり (実績なし)</td> </tr> <tr> <td>勧告に従わなかった場合、その旨の公表権限</td> <td>なし</td> <td>あり(杉並区・市川市) (実績なし)</td> </tr> <tr> <td>首長に対する苦情を申し立て、首長の苦情処理義務</td> <td>なし</td> <td>あり (実績なし)</td> </tr> <tr> <td>対象となるカメラの範囲</td> <td>広い (設置者の限定なし)</td> <td>狭い (設置者の限定あり)</td> </tr> </tbody> </table>	規定事項	ガイドライン	条例	管理責任者の設置、カメラの表示、秘密の保持、設置利用基準の作成等への取組	義務でない	義務付け (違反に対する罰則なし)	公共の場所へのカメラの設置する場合の、設置利用基準の届出義務	なし	あり (違反に対する罰則なし)	首長にカメラの設置状況等に関する報告を求める権限	なし	あり	義務違反等に対して是正措置の勧告を行う権限	なし	あり (実績なし)	勧告に従わなかった場合、その旨の公表権限	なし	あり(杉並区・市川市) (実績なし)	首長に対する苦情を申し立て、首長の苦情処理義務	なし	あり (実績なし)	対象となるカメラの範囲	広い (設置者の限定なし)	狭い (設置者の限定あり)
規定事項	ガイドライン	条例																							
管理責任者の設置、カメラの表示、秘密の保持、設置利用基準の作成等への取組	義務でない	義務付け (違反に対する罰則なし)																							
公共の場所へのカメラの設置する場合の、設置利用基準の届出義務	なし	あり (違反に対する罰則なし)																							
首長にカメラの設置状況等に関する報告を求める権限	なし	あり																							
義務違反等に対して是正措置の勧告を行う権限	なし	あり (実績なし)																							
勧告に従わなかった場合、その旨の公表権限	なし	あり(杉並区・市川市) (実績なし)																							
首長に対する苦情を申し立て、首長の苦情処理義務	なし	あり (実績なし)																							
対象となるカメラの範囲	広い (設置者の限定なし)	狭い (設置者の限定あり)																							

第1回会議意見	対応案
	<p>◇県が条例を制定する場合の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全県下では、対象となるカメラの数が膨大な数に上るため、届出が行われているかどうか確認することができない。(杉並区では条例制定後、確認作業が大変だった。) ・県では、設置される地域の状況を把握していないため、苦情等があっても適切な指導が不可能 ⇒実効性のある運用ができない ・条例では、届出義務を負わせる設置者が限定されている。それ以外のカメラに対しては、適正措置を講ずるよう努力規定があるのみ。 ・豊田市で条例が制定される予定。県が条例を制定すると、それが実効性が低い条例であっても、より実効性の高い運用が可能な市町村での条例制定を阻害することになる。 <p>◎そこで、県としては、最低限守っていただきたい事項を掲げたガイドラインを県民に示すことが最適であると判断した。</p>
<p>第3者機関を設置して、随時、立入検査を実施することし、信頼性を高めるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条例によらなければ、設置運用基準を届出させることができず、第3者機関が監視の対象とするカメラを特定できない。 ・現状では、都道府県で設置している団体はない。 ・条例を制定している4団体でも、苦情があった際などに職員による立入・質問がなされる程度（苦情の実績なし）。 ・個人情報保護法においても、第3者機関の設置は行われていない。 ・仮に、条例を制定して、第3者機関を設置したとしても、国レベルでプライバシー保護に配慮したカメラの設置に関する明確な基準が示されていない中では、カメラの適否を正しく判断することができない。 <p>◎県で第3者機関を設置することは困難であると判断した。</p>
<p>〔2 対象となる防犯カメラ〕</p> <p>行政機関が設置するカメラに関するペナルティは民間のカメラよりも重くなければならない。同じガイドラインで規定するのはおかしいのではないか。</p>	<p>○行政機関と民間で考えられる違い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カメラの設置・管理に関する取扱 設置目的の設定、設置の表示、管理責任者等の指定、画像の保管方法 ⇒ 行政と民間で差はない。(行政だけにより多くの管理者を置く、特別な保管装置を求めるといった規定は考えにくい。) ・秘密の保持 地方公務員には、守秘義務が地方公務員法で課されており、違反した場合にはペナルティがある。 ・記録された個人情報である画像情報の取扱 県・市町村のカメラ ⇒ 個人情報保護条例が適用される(違反に対するペナルティあり) 民間のカメラ ⇒ 個人情報保護法に基づく個人情報取扱事業者は法が適用される(違反に対するペナルティあり)(参考資料2参照) 個人情報取扱事業者以外には、規制がない。 <p>⇒委員が主張するペナルティが、不法に画像情報を漏えいした公務員に対する処罰のことを指すのであれば、地方公務員法、個人情報保護条例で規定されている。カメラに対する条例やガイドライン等で規定されている例はない。</p> <p>〈参 考〉 静岡県、東京都では、県・都が設置するカメラに対して、ガイドラインとは別に要領・要綱を示している(東京都では、ガイドラインは策定されていない。)が、ペナルティについては個人情報保護条例の規定による。(参考資料4参照)</p> <p>◎ガイドラインで対象とするカメラに行政機関が設置するカメラを含めることには支障は無いと考えるが、「設置主体に関わらず」という記載は、敢えて行政のカメラを対象に含めるという印象を持たれるおそれがあるので削除する。また、必要に応じて、県が設置するカメラに対する取扱いを示す文書を発出する。</p>
<p>〔7 撮影された画像の閲覧・提供の制限〕</p> <p>・閲覧であれば、文書不要というのは、安易である。</p> <p>・「なお書き」や「また書き」はおかしい。</p>	<p>◎ 「また書き」となっていた本人からの請求については、エとして、画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合を加える。</p> <p>エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合 ただし、画像に記録されている他の人の画像や住居の様子などが見えないように配慮するなどして、第三者の権利利益を害することがないように、細心の注意が求められます。</p> <p>◎ 「なお書き」となっていた提供に当たっての留意事項については、(2)画像の提供に関する留意事項として、別項目とする。</p> <p>○「ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧を求められた場合」を規定する理由 「法令に基づく場合」の、「法令」には、都道府県や市町村の個人情報保護条例も含まれている。 本県の個人情報保護条例には、個人情報の提供の制限の例外に、犯罪の予防等を目的として提供する場合が規定されており、防犯カメラの映像もその規定に基づいて提供が可能となっている。(参考資料3参照) 民間のカメラも対象とするガイドラインに、「捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため求められた場合」を盛り込まないと、県や自治体のカメラでは提供できるものが、民間ではできないという不均衡が生じることになるため、この規定を設けるが、閲覧に限定することで、他県のガイドラインに比べて規制を強くしたいと考えた。</p>

